［支払］宅配便等による代引きの場合

物品と引き換えに代金を支払ったことが確認できる資料

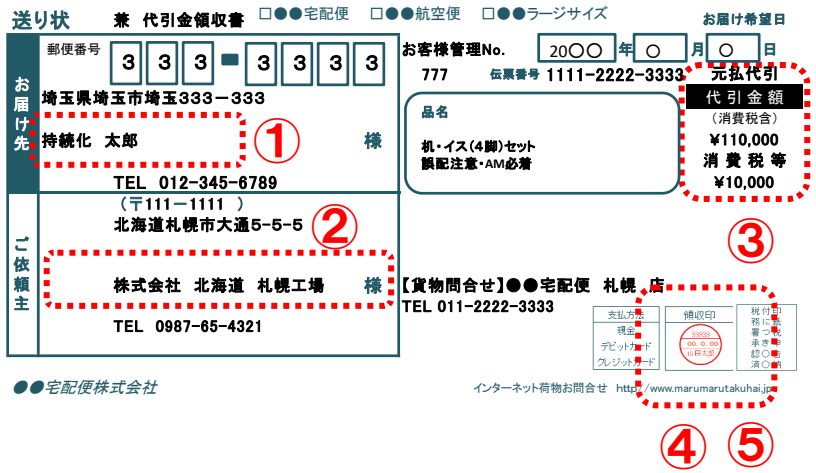

必要

宅配便等を利用して代金引換払いをした場合は、
証拠書類［**代金を支払った証明**］の提出が「必要」です。

Point

当該取引の支払いであること、補助対象経費であることを、以下で確認します。

①補助事業者が支払いしたことが確認できますか。

②請求元に支払いしたことが確認できますか。

③支払金額は請求金額と同じですか。

④領収印はありますか。

⑤支払日が確認できますか。また、事業終了日以前ですか（事業終了日後の支払いは、補助対象外です）。

≪ご注意≫代引手数料は補助対象外です。代引き手数料が含まれている場合は、代引き手数料を差し引いた金額を補助対象経費としてください。